

判例研究

〔商法 五九四〕 債権者保護手続きをとらなかつた資本金の額の減少が、債権者を害するおそれはないとして、肯定された

事例

大阪高判平成二九年四月二七日
平成二八年(ホ)二八八〇号 資本金の額の減少無効等請求控訴事件
抗訴棄却、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告不受理)
判例タイムズ一四四六号一四二頁

〔判示事項〕

「資本金の額の減少の際に、「債権者を害するおそれがない」として、異議を述べた債権者保護のために原則として必要とされる弁済等をしなくてもよい場合にあたるか否かは、当該資本金の額の減少により抽象的に将来に向け剰余金の分配可能性が高まるといっただけでなく、当該資本金の額の減少が債権者により具体的な影響を与えるかどうかも検討して判断すべきである。」

〔参照条文〕

会社法四四九条五項、八二八条一項五号、平成一七年改正前商法三七六条一項・二項、一〇〇条三項

〔事実〕

控訴人(第一審原告)の三菱電機クレジット株式会社(以下「X」という。)は電気機器等の割賦販売、ローン提携販売等を目的とする株式会社である。被控訴人(第一審被告)の篠田プラズマ株式会社(以下「Y」という。)は

発光デバイスと壁面型電子ディスプレイの研究、開発等を目的とする株式会社であり、被告 Y_2 は Y_1 の代表取締役、被告 Y_3 及び Y_4 は Y_1 の取締役である。

X と Y_1 は、平成一九年三月二八日に訴外三菱電機ビルテクノサービスをサプライヤーとする物件につき、同年七月一日からリース期間を一〇八か月間、リース料金を月額一二万六九四五円とするリース契約（以下「本件リース契約」という。）を締結した。本件リース契約中には、リース料の支払いを一回でも怠れば、 Y_1 は当然に期限の利益を失い、 X は催告なしに本件リース契約を解除できる旨の規定があった。 Y_1 が平成二五年一月五日のリース料支払いを怠ったため、 X は本件リース契約を解除した。

Y_1 は、平成二七年六月二六日の定時株主総会において、同年八月一四日を効力発生日として、その資本金の額を四億七八一〇万二二三円から二〇〇〇万円に変更する旨の決議をした（以下、この資本金の額の減少を「本件資本金の額の減少」という。）。 Y_1 は同年七月一三日付の官報で資本金の額の減少を公告するとともに、本件リース契約によるリース料債権等を有していた X に対して、同年七月八日付で「催告書」と題する書面を送付し、同月九日に当該書面は X に到達した。これを受けて、 X は代理人弁護士を通

して、同年八月八日付で「異議申立書」と題する書面を Y_1 の代理人弁護士宛に送付し、当該書面は同月一〇日に当該弁護士に到達した。ところが、 Y_1 は X に対して会社法四四九条五項本文に規定された弁済等の債権者保護手続きを何らとらなかった。

そのため、 X は、 Y_1 に対して、①本件リース契約に基づき、リース料残元金及び確定遅延損害金約四〇〇万円等の支払いと、②会社法八二八条一項五号・二項五号に基づき本件資本金の額の減少を無効とすることを求めるとともに、 Y_1 、 Y_2 、 Y_3 及び Y_4 に対して、③ Y_2 が、 X を害するおそれがないという要件の存在しないことを知るか又は過失によって知らずに、違法に本件資本金の額の減少手続を行ったことは不法行為に該当し、これによって X は資本金の額の減少無効の訴えの提起を余儀なくされたとして、弁護士費用相当額等の支払いを求めて提訴した。第一審（神戸地裁州本支判平成二八年一月一三日DI-Law.com判例体系判例ID28261951）では、リース料残金等の支払いについては Y_1 が争わなかったため X の請求が認容された。しかし、 Y_1 が深刻な債務超過状態にあることから、資本金の額の減少によって弁済の可能性が低下したとか、弁済受領可能金額が減少したとはいえないとし、 X の債権者異議申述に対し

てYが何ら債権者保護手続をとらなかつたことを理由とする資本金の額の減少の無効請求及び損害賠償請求は棄却された。そこで、Xは、本件資本金の額の減少の無効と弁護士費用相当額等の支払いを求めて控訴した。

〔判旨〕

一 「債権者を害するおそれ」の判断基準

「資本金の額の減少における『債権者を害するおそれ』については、当該資本金の額の減少によつて抽象的に将来に向けて剰余金の分配可能性が高まる（会社財産に対する拘束が弱まる）」というだけでなく、資本金の額の減少が債権者により具体的な影響を与えるかどうかを検討して判断すべきである。その判断に当たっては、資本金の額の減少の直後に剰余金の配当等が予定されているか否かに加え、当該会社債権者の債権の額、その弁済期、当該会社の行う事業のリスク、従来の資本金及び減少する資本金の額等を総合的に勘案し、当該会社債権者に対して不当に付加的なリスクを負わせることがないかという観点から行うべきである。」

二 本件の「債権者を害するおそれ」への該当性

「……資本金の額が四億七八一〇万二二二三円であったものを、突然二〇〇万円に減少されてしまつては、物的会社である株式会社に対する信用は著しく低下せざるを得ない。このような場合、例えば、会社の規模（資本金の額）を信用して、多額の債権を長期で貸し付けている会社債権者にとつては「債権者を害するおそれ」があるといえる場合もあり得るものと解される。しかし、本件においては、控訴人の被控訴人会社に対する債権額は四〇〇万円程度であり、その請求を認容する原判決には仮執行宣言が付されていて、いつでも強制執行が可能な状態となつている上、被控訴人会社は、当審において上記債権を争つていないから、将来における被控訴人会社のリスクを考慮する必要はないといえる。したがつて、控訴人については、本件資本金額減少が現時点において控訴人を害するおそれがあるかどうかという観点から検討すれば足り、少なくとも現時点においては、上記で検討したとおり、本件資本金額減少により被控訴人会社の会社財産が減少することはないのであるから、控訴人を害するおそれはないといふべきである。」

〔研究〕

判旨に賛成する。

一 本判決の特徴・意義

本件は、資本金の額の減少について異議を述べた債権者に対して会社側が何らの保護手続もとらなかったため、債権者が当該資本金の額の減少の無効を求めて争った数少ない事例の一つである。異議を述べた債権者に対して弁済等の措置をとらなくてもよいとされる「債権者を害するおそれがない」という要件の判断基準や要検討事項を示した事例として意義を有する。ただし、本件は、資本金の額を減少することにより直ちに、あるいは近い将来に剰余金の配当が可能になるような資産状況にある会社に関する事例ではなく、資本金の額を大きく減少しても、当面は剰余金の配当が困難と思われるほど、多額の負債を抱えていた会社に関するものであることに注意が必要である。

二 資本（金の額の）減少時の債権者保護手続規定の変遷

株式会社株主は出資額を限度とした有限责任を負うのみであり、会社債権者にとってその債権の引き当て（責任財産）となるのは会社財産だけである（会社債権者が当該会社の役員や親会社に保証させるなどして、債権の保全を

はかる場合もあるが、本稿では検討の対象外とする。）。この会社財産を確保するため、各株式会社について定められた一定の基準額が「資本」であり、法は各株式会社になくとも資本の額に相当する財産を確保させようとしてきた。現行会社法は資本金の額は計算上の計数にすぎないと整理したもの、株式会社の資本金の額は、原則として、株主となる者が払込み又は給付した財産の額とし、そうしない場合でも払込み又は給付に係る額の二分の一以上は資本金として計上させ、残りは資本金の補完的役割を果たす資本準備金として計上することを要求している（会社法四四五条一項乃至三項）。また、剰余金を配当すると会社財産が流出することになるが、当該剰余金の分配可能額を算出する過程でも資本金の額は流出額を制限する機能を果たしている（同四四六条一号二、四六一号二項）。

資本（金）が会社債権者の保護に資するとすれば、その額の減少はみだりに許されるべきではない。そこで、法は資本（金の額の）減少をする際には債権者に向けて公告・催告しなければならないものとし、当該資本（金の額の）減少について異議を述べた債権者に対しては一定の保護手続をとることを要求してきた。会社法制定前は、かかる手続は合併時のそれを準用する形となっていたが、これは資

本減少と合併はどちらも会社債権者の有する債権の唯一の責任財産である会社財産に及ぼす影響が大きい点で共通していることに基づくものである。平成九年商法改正前は、株式会社が合併又は資本減少をする場合には、会社債権者に対して一か月以上の期間を定めて、合併に異議があれば当該期間内に述べるよう公告・催告し、債権者が異議を述べたときは、債務を弁済するか、相当の担保を提供するか、または会社債権者が弁済を受けられるように相当の財産を信託するという保護手続をとらなければならないものとされていた（平成九年改正前商法三七六条一項・二項、一〇〇条一項乃至三項）。ところが、かかる保護手続の免除に關する規定が何ら設けられていなかったことから、合併や資本減少をしても、弁済を受けられることが確実な債権者に対してさえ、当該債権者が異議を述べたときにはいずれかの保護手続をとらなければならないと解される余地が残されていた。かかる債権者に対してまで保護手続を要求することは不要であり、手続の遅延をもたらす不適切と考えられたため（前田庸「平成九年商法等の一部を改正する法律案要綱（案）について（上）」商事法務一四四八号九頁、菊池洋一「平成九年改正商法の解説（Ⅰ）」商事法務一四六二号七頁、法務省民事局参事官室編『一問一答平成九

年改正商法』（商事法務・一九九八年六八頁、上柳克郎『鴻常夫編『新版 注釈会社法第四補巻（平成九年改正）』（有斐閣・二〇〇〇年）四二頁（鴻））、平成九年商法改正の際に、合併や資本減少をしても債権者を害するおそれがないときは、異議を述べた債権者に対して保護手続をとらなくてもよいとする旨の規定が設けられた（平成一七年改正前商法一〇〇条三項ただし書）。

現行会社法は、かつての「資本の減少」手続にあたるものとして「資本金の額の減少」手続（会社法四四七条乃至四四九条）を設けている。その場合の債権者異議の手続は合併の場合のそれとは独立して設けられた（同四四九条）ものの、内容は次の通りであり、従前とほぼ同様である。

①資本金の額を減少する場合には、会社は資本金の額の減少の内容、計算書類に関する事項及び一か月以上の期間を定めて当該期間内に異議を述べることができる旨を公告し、かつ、知れている債権者には原則として各別に催告しなければならぬ。②所定期間内に異議を述べない債権者は、当該資本金の額の減少を承認したものとみなされるが、異議を述べた債権者に対しては、原則として、会社は弁済、担保提供又は信託の何れかの保護手続をとらなければならぬ。③例外として、当該資本金の額の減少が異議を述べ

た債権者を害するおそれがないときは、会社は保護手続をとる必要はない。

なお、平成二年改正商法により最低資本金制度が導入され、株式会社の場合には資本金が最低でも一〇〇〇万円必要となった（平成一七年改正前商法一六八条ノ四）。しかし、会社法では同制度が廃止されたため、資本金の額は負の額とならなければよく、ゼロにまで減少させることも可能であると、立案担当者から説明されている（相澤哲『一問一答 新・会社法』商事法務・二〇〇五年一六二頁）。かくして資本金の額の減少に対する数的な歯止めが後退したことに留意する必要がある。

三 「債権者を害するおそれがない」ということの判断方法

法 上述したように、資本金の額の減少は間接的に会社財産の流出可能性を増大させるため、一般的には会社債権者の保護手続が理論上要請される。もつとも、実際には資本金の額が減少しても弁済可能性が損なわれることのない債権者もあり、かかる債権者の保護手続は不要とされている。その場合には、資本金の額の減少に「債権者を害するおそれがない」ことが必要とされる（会社法四四九条五項ただし書）が、この要件に該当するか否かをどのように判断すべきかが問題となる。

し書）が、この要件に該当するか否かをどのように判断すべきかが問題となる。

そもそも法文上「債権者を害するおそれがない」と抽象的記載になっているのは、債権の種類・額・弁済期、会社の財産状態等が個々のケースで異なり一般化が困難であるためと考えられる。それゆえ、「債権者を害するおそれがない」か否かは、異議を述べた債権者ごとにその債権額や弁済期等を考慮して具体的に判断すべきことになる（前田・前掲九頁、菊池・前掲七頁、上柳他・前掲四三頁〔鴻〕、江頭憲治郎『株式会社法 第七版』有斐閣・二〇一七年七〇六頁注五）。近い将来剰余金の配当・自己株式取得による株主に対する払い戻しが予定されているか否かも考慮すべき事項であろう（奥島孝康『落合誠一』浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法』二【第二版】日本評論社・二〇一〇年四三七頁〔岸田雅雄〕）。

債権者を害するおそれがない場合にあたる例として、異議を申述した債権者の債権について十分な担保が提供されている場合（前田・前掲九頁、菊池・前掲七頁、上柳他・前掲四三頁〔鴻〕、法務省民事局参事官室・前掲七〇頁）、異議を述べた債権者の債権額や会社の資産状況（財務内容）等に照らして、資本金の額の減少によっても債権の弁

済が脅かされることはないと考えられる場合（前田・前掲九頁、菊池・前掲七頁、上柳他・前掲四三頁（鴻）、法務省民事局参事官室・前掲七〇頁。森本滋「弥永真生編『会社法コンメンタール（一一）』商事法務・二〇一〇年九二頁（伊藤壽英）参照）、会社の資産状態がよく、かつ、債権の期限が短い場合（前田庸『会社法入門 第一三版』有斐閣・二〇一八年六二五頁）、資本金の額の減少と同時に資本金の額の増加を行うため一連の行為全体としてみれば資本金の額が減少しない場合（弥永真生「本件判評」ジュリスト一五二二号三頁。）などが主張されている。このほか、資本金の額の減少前から不良債権であつて全額弁済の可能性がなく、資本金の額の減少をしても同様である場合も債権者を害するおそれはないと主張されている（前田・前掲商事法務一四四八号九頁、菊池・前掲七頁。）。なお、多額の資本金の額を一気に減少させ少額にすることには、そのこと自体及び会社の財産拘束が弱まることから、当該減少後の資本金の額であれば、会社債権者は会社に対して同条件では貸付をしなかつた可能性があるととして、債権者を害するおそれがあるにとらえる説もある（本件における藤田友敬教授「意見書」（神戸地裁洲本支部にて閲覧。）。）

本件で、Xは、債権者を害するおそれがないときはY

において破産手続を予定している等、将来の業績が好転して剰余金を配当する可能性が全くない場合を指すと主張した。これに対して、大阪高裁は、抽象的な剰余金の分配可能性の高まりだけでなく、債権者に与える、より具体的な影響の有無を検討して判断すべきであるとして、資本金の額の減少直後における剰余金の配当等の予定の有無、債権者の債権額・弁済期・当該会社の事業リスク、従来の資本金の額と減少する資本金の額等を総合的に勘案し、債権者に対して不当に付加的なリスクを負わせることがないかという観点から行うべきであるとする。これは従来の学説や裁判中に提出された上記意見書の内容を踏まえたものとなっており、穏当なものと言えるであろう。

四 「債権者を害するおそれ」がないことへの該當性

理論上、資本金の額の減少は将来的な会社財産の流出を促進させるため、それ自体で直ちに会社債権者を害するおそれがあるとしたのでは、会社法四四九条五項ただし書の存在意義は失われる。そこで、より具体的に当該資本金の額の減少が債権者に不利益を及ぼすことが明らかにされるのでなければ、債権者を害するおそれがあるとは認められないことになる（判例タイムズ一四四六号一四三頁の本判

決に対する無署名コメント)。本件では、 Y_1 のその他利益剰余金はマイナス二七億七五〇〇万円余りにもはるため、その他資本剰余金五億円に資本準備金九億二二五五万円強を振り替えたうえ、本件資本金の額の減少により減少された四億五八一〇万円余りを全額その他資本剰余金に組み入れてもなお九億円近くの欠損状態にあることから、具体的にも会社財産が流出するとはいえない状態であった。また、本件リース契約に基づき X の有する債権約四〇〇万円には仮執行宣言付判決が存在し、何時でも強制執行が可能な状態であったうえ、 Y_1 らがその存在を争っていないことから、将来的な Y_1 のリスクを考慮する必要もない。大阪高裁はこうした理由に基づき、本件資本金の額の減少が現時点において X を害するおそれがあるか否かという観点から検討すれば足り、少なくとも現時点では本件資本金の減少によって Y_1 の財産が減少することはないため、 X を害するおそれはないとして、 X による資本金の額の減少無効請求を棄却したが、妥当な判断といえるだろう。かかる無効請求が認められることを前提とした損害賠償請求は認められないとされたことは当然である。これに対して、債権者保護制度の趣旨を重視する立場からは、 X が確実に債権の満足を得られる保障がないため、本件資本金の額の減少を無効とし

てもよかったという批判がなされている(續孝史「本件判決」『税務事例五〇巻一〇号七五頁。)]。

なお、 X は、控訴を棄却した本判決を不服として、上告・上告受理申立をしたが棄却・不受理となり、本件は確定している(最三小決平成二九年一月一〇日D11aw.com判例体系判例ID28262216)。

五 資本金の額の減少に対する二一ズ

資本金の額の減少を行う目的として次のようなものがあげられる。

(一) 欠損の填補

資本金の額の減少分だけ欠損が填補され、以降の剰余金の配当が容易になる。そうしたうえで募集株式が発行されるのであれば、投資家サイドでも募集株式を引き受けやすくなるため、新たな資金の獲得により、経営の立て直しを図ることが可能となる(大森忠夫「矢沢惇」上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫「谷川久編」『注釈会社法(8)のI』有斐閣・一九八〇年六二頁以下〔八木弘・神崎克郎〕、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編代『新版注釈会社法(12)』有斐閣・一九九〇年七七頁〔河本一郎〕、江頭・前掲六九七頁)。

(二) 税制上の優遇措置の享受

一般の株式会社の場合には、資本金の額が「一億円」を超えるか否かで税法上の扱いが大きく異なる。本件当時は、資本金の額が一億円以下であれば、①法人事業税の外形標準課税の適用除外（地方税法七二条の二第一項一号ロ）、②法人県民税の均等割について軽減税率適用（同五二条一項二号）、③法人税について一定金額以下の所得に対する軽減税率適用（法人税法六六条二項）、④法人税について欠損金の繰越控除制限の適用除外（同五七条一項一号ロ）、⑤法人税について欠損金の繰り戻しによる還付制限の適用除外（同八〇条一項、租税特別措置法六六条の十三）及び⑥法人税について特定同族会社の留保金課税の適用除外（同六七条一項）など様々な優遇措置を受けることが可能であった（兵庫県 Web Site「法人県民税・事業税」https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/pa04_000000008.html・平成三〇年一〇月一九日最終閲覧、土屋英則「法人税の資本金には超えられない壁がある。」<https://bizmoneyforward.com/blog/15004>・平成三〇年一〇月二一日最終閲覧ほか参照）。

過去の報道資料（産経新聞 Web Site 二〇一四年七月九日公開「日本のプラズマの祖『篠田プラズマ』は終わって

なんかいなさ」<http://biznakoto.jp/nakoto/articles/1407/09/news022.html>・二〇一八年一〇月二一日最終閲覧ほか。）や閲覧した本件の裁判資料からは、当時、Y₁は事業の立て直しを画策していたことがうかがい知られる。Y₁にとって、五億円近い資本金の額を一気に二〇〇〇万円にまで引き下げることにより、年間四〇〇万円程度賦課されていた法人事業税等を相当程度軽減させることに対するニーズは強かったものと思われる。

(三) 不要財産の縮減

当初予定していたよりも実際に事業に要する資金が少額で済んだ場合や、事業を縮小するに際して従前の財産が過剰なものとなることがある。こうした場合には、資本金の額を減少させることにより、拘束を受ける財産もそれだけ減少することから、不要財産を換価して剰余金の分配の形で株主還元を行うことが可能となる（大森他・前掲六一頁〔八木・神崎〕参照）。不要財産を多く抱えている会社では、株主から不要財産を処分して、その対価を株主に還元せよといった圧力を受ける例が散見されるが、そうした会社でも同様な対応をとることができよう。また、日本企業は ROE（株主資本利益率）を高めるのが急務といわれているが（「広がるか ROE 重視経営 株価上昇へ 市場期

待は八%超」二〇一五年五月一七日日経ヴェリタス三頁参照)、上記と同様な対応をとることにより、ROE計算上の分母の額を減少させて、ROEを高めることも可能である。

六 「債権者を害するおそれがない」か否かが問題となつ

た他の裁判例

本件と同様な事例としては、会社が行った全部取得条項付株式の全部取得に際して、取得価格決定の申立てを行っていた株主の提訴によるものがある(東京地判平成二八年三月八日D1-Law.com 判例体系判例ID29017716)。この事例では、株主による取得価格決定の申立て後に会社側が資本金の額の減少を行ったために、申立株主のうち一名が異議を申し立てたところ、会社側は何ら会社法四四九条五項本文に規定されている債権者保護手続きを取らなかった。そこで、原告である当該株主が全部取得にかかる株式の代金の債権者として、当該資本金の額の減少には無効原因があるとして、その無効を請求したものである。原告は、財務諸表に十分な金額の記載があるとしても、貸借対照表の内容が怪しい会社も存在することや、現時点で十分な財産があるとしても、株式の全部取得にかかる支払いが行われ

る時に会社に財産があるという保証にはならないと主張した。被告である会社側は、取得価格の決定が原告の主張通りに認められたとしても、取得価格申立株主全員に対する支払額は合計四億円程度であり、当該会社の資産は約七億円で、負債は約一八億円に過ぎず、問題となっている資本金の額の減少の際とその後に残余金の配当がなされていないことなどをあげて、原告に対する支払いは確実であり、資本金の額の減少により原告を害するおそれはないと主張した。東京地裁は、貸借対照表等の内容の真实性を疑うべき具体的事情は見当たらず、貸借対照表の基準日から資本金の額の減少の日までに被告会社の財産状況等の顕著な悪化はうかがわれないなどとして、被告会社の主張を全面的に是認し、債権者保護手続きを行わなかったことは資本金の額の減少の無効事由とならない旨判示して原告の請求を棄却した。裁判所の取得価格の決定を待たなければ債権額が確定せず、支払いも将来的な債権ではあるが、計算書類に疑義が認められず、最大限に見積もった債権額に対して、会社の正味財産が大きく上回っており、財産状況等の悪化も予見されないとすれば妥当な結論といえるであろう。

そもそも、資本(金の額の)減少に対して異議を申し立てた債権者に対して、保護手続きをとらなくてもよいとする

例外規定が設けられたのは平成九年改正商法以降であるためか、本件と同様な事例で公表されているものは上記の一例しか見出し出すことができなかった。ただし、同様な債権者異議手続（会社法七九条五項）が設けられている吸収合併に際して、債権者が担保の提供等を請求したにもかかわらず、当該合併は債権者を害するおそれがないとして、会社側が弁済等の法定された債権者保護手続をとらなかつたことを認容し、合併無効請求を棄却した事例が若干存在する。東京地判平成二七年二月二日（D1Law.com判例体系判例ID29015655）では、会社に対して少なくとも八〇〇万円以上の債権を有するという債権者が異議を申し立て、担保提供等の措置をとるよう請求した。しかし、①会社がその債権者に債務を履行できない場合には、米国所在の親会社が当該債務を履行することを約する旨を書面により表明したこと、②当該親会社が五二億七三七〇万ドルもの大幅な資産超過状態であること、及び③当該親会社の財産状態が悪化することをうかがわせる事情は何ら認められないことを理由として、当該合併が債権者を害するおそれ（会社法七九条五項ただし書）はないと判断された。原告である債権者は、米国親会社が保証をしたからといって、その履行がされない場合には米国にて訴訟等の法的手続を

とらねばならないうえ、米国親会社の信用状況を逐一チェックするには費用・労力がかかるため、親会社の保証だけでは、債権者を害するおそれはないとはいえない旨主張したが退けられた。その他、東京地判平成二七年一月二六日（D1Law.com判例体系判例ID2904379）及び東京地判平成二七年一月二六日（D1Law.com判例体系判例ID2904380）では、いずれも合併当事会社の純資産額が合併無効を請求した債権者の債権額を大きく上回っていたため、当該合併は債権者を害するおそれはないとして、合併無効請求が棄却されている。

以上の四例とも会社債権者に対する支払いが確実であることをもって「当該債権者を害するおそれがない」と認定されている。それゆえ、本件のように資本金の額の減少の前後を通して、債権者に対する支払いが難しいことに変わりがないことも、債権者を害するおそれがないことの判断材料の一つとされている事例とは前提とする状況が全く異なることを考慮する必要があるろう。

七 諸国における資本金の額の減少手続

ドイツでは資本金の額を減少する場合には、原則として、株主総会・社員総会の特別決議及び債権者の異議手続が必

要となる（ドイツ株式法二二二条乃至二二八条、ドイツ有限会社法五八条）。債権者が異議を申し立てた場合には、会社側は弁済又は担保の提供が必要となる（ドイツ株式法二二五条、ドイツ有限会社法五八条一項二号）。

しかし、欠損填補のための資本金の額の減少の場合には、将来の剰余金の配当に制約が生じるものの、債権者異議手続は要求されない（ドイツ株式法二二九条乃至二二六条、ドイツ有限会社法五八 a 条乃至五八 f 条）。

フランスの株式会社・有限会社の場合にも、総会の特別決議・債権者の異議手続、異議を申し立てた債権者に対する弁済・担保提供が必要となるが、欠損填補のためであれば、債権者異議手続は不要である（フランス商法二二三―三四条・二二五―二〇四条・二二五―二〇五条）。

アメリカ各州の会社法には、資本維持の原則が採用されておらず、取締役会決議のみで表示資本を減少できる州が多く（デラウェア州会社法二四四条（a）、ニューヨーク州会社法五一六条（a）他）、債権者異議手続も規定されていない（以上の独仏米の制度について、上柳他・前掲六三頁以下〔八木・神崎〕、江頭・前掲六九六頁注三参照）。イギリスでは、株式資本を有する有限責任私会社が資本を減少するには総会の特別決議及び支払能力証明書が必要

とされ、如何なる会社であっても裁判所の承認があれば、特別決議によつて資本を減少させることができる（イギリス二〇〇六年会社法六四一条一項）。債権者が異議を申し立てた場合には、裁判所は会社に担保を提供させることによりかかる債権者の同意を不要とすることができる（同六四六条）。

このように資本金の額の減少における債権者異議・保護手続については、日本の制度は形式的には諸国のそれと同等かそれ以上のもとなっている。なお、かつては大陸法諸国における手続が充実し、英米法諸国のそれはシンプルであると言われていたが、イギリスの制度はEU加盟により他のEU加盟国と足並みを合わせるため改正されている。

八 結びに変えて

本件は、Y₁が経営状況の悪化により、資本金の額の減少を行い節税に努めようとしたことも紛争の一因のようである。会社の再生に有益であれば、かかる手法を選択すること自体を非難することはできない。将来的な会社財産の流出額を拡大する機能を有するため、抽象的には債権者にとつて必ずリスクとなる、資本金の額の減少自体だけでは、会社法四四九条五項ただし書の「債権者を害するおそれが

ある」とはいえないということは、本判決に対する最高裁への上告・上告受理申立てが棄却・不受理となり明確になった。債権者保護手続が不要になるのは、資本金の額の減少の前後で「具体的に」債権者の債権回収可能性が低下するときである旨、法文上の手当てをするのは難しいと考えられるため、本判決はある程度先例としての意義を有するであろう。もっとも、本件及び本稿で紹介した四事例は全て原告債権者が一名か少数で、債権額も極めて多額というほどではなかったため、債権者を害するおそれの有無の判断は比較的容易であったと思われる。資本金の額、その減少額と会社債権者の有する債権額の組み合わせによって、債権者を害するおそれの有無の判断が難しくなる場合もあるだろう。

かつて中小企業庁の実施した調査（複数回答可）では、取引相手の信用判断にあたり資本金の大小で判断すると回答した企業は回答企業の三パーセントにすぎないという結果が報告されている（中小企業政策審議会企業制度部会『中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について』http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kygyou/2003/download/kygyou_teigen.pdf 二〇〇三年一〇頁・二〇一八年一〇月二二日最終閲覧。田中亘『会社

法 第二版』東京大学出版会・二〇一八年四二五頁コラム五一―一四参照。）。しかし、会社の資本金の多寡がその会社の信用力と全く無関係であるとは考えにくい。過少資本のもとでは、経営者が債権者にとつて不利益となる投機的経営を選択しがちになるという指摘もある（後藤元『株主有限責任制度の弊害と過少資本による株主の責任』商事法務・二〇〇七年九五頁以下、江頭・前掲七一―四頁注一。）。また、資本（金）の額には強制的にそれに見合う会社財産を確保させる機能はないといっても、かつて資本の額は定款の絶対的記載事項であつて、その減少には株主総会の特別決議が必要とされており、株式の払込金は全額資本に組み入れることが要求されていた。資本減少時の債権者異議制度についても一定期間内に財産目録・貸借対照表の作成を要求するなど資本金と会社財産の牽連性は強かった。一時期、最低資本金制度の導入により資本金の最低額が法定されたものの、会社法の成立にあたり、当該制度は廃止され、資本金の額はゼロにすることもできるといふ。法文上の資本（金）制度の骨抜きは一気に進められたが、本来であれば資本（金）の存在意義を十分に吟味し、資本金の額の減少手続もそれに応じて整えるべきであったのかもしれない。（なお、本判決に対する評釈としては、本文中に掲

げた以外に、鳥山恭一・法学セミナー七六九号一二七頁、石毛和夫・銀行法務21八二九号六八頁がある。）

〔追記〕 本編脱稿後に、柳明昌「本件判評」ジュリスト一五三二号一〇五頁に接した。

吉川 信將